

余裕期間を設定する建設工事の実施要領 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した赤書き部分が新設又は改正部分

改正前	改正後
(用語の定義) 第2条 次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) <u>任意着手方式</u>：発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が<u>工事の始期を選択する方式</u>	(用語の定義) 第2条 次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) <u>フレックス方式</u>：発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と実工期をあわせた期間）の内で、受注者が<u>実工期の始期と終期を決定する方式</u>
(対象工事) 第3条 対象工事は、<u>次に掲げる基準を満たす工事の中から発注機関の長が選定できるものとする。</u> <u>(1) 当該年度内（翌債等が設定済みの場合は当該期間内）に全体工期を確保できる工事</u> <u>(2) 余裕期間を設定しても、供用予定開始時期や河川工事等における適切な施工開始時期に影響を及ぼさない工事</u>	(対象工事) 第3条 対象工事は、<u>宮崎県環境森林部、農政水産部及び県土整備部が発注する工事の中から発注者が選定した工事とする。</u>
(工期の設定) 第4条 発注機関の長は、前条の<u>基準</u>により選定した工事について、<u>4ヶ月</u>を超えない範囲で余裕期間を設定することができる。	(<u>余裕期間</u>の設定) 第4条 発注機関の長は、前条により選定した工事について、<u>6か月</u>を超えない範囲で余裕期間を設定することができる。
(配置予定技術者等) 第6条 [略] 2 条件付一般競争入札実施要領（平成19年4月1日県土整備部管理課定め）第15（1）イ又は建設工事における指名競争入札実施要領（平成25年7月	(配置予定技術者等) 第6条 [略] 2 <u>発注機関の長は、</u>条件付一般競争入札実施要領（平成19年4月1日県土整備部技術企画課定め）第15（1）イ又は建設工事における指名競争入札実施

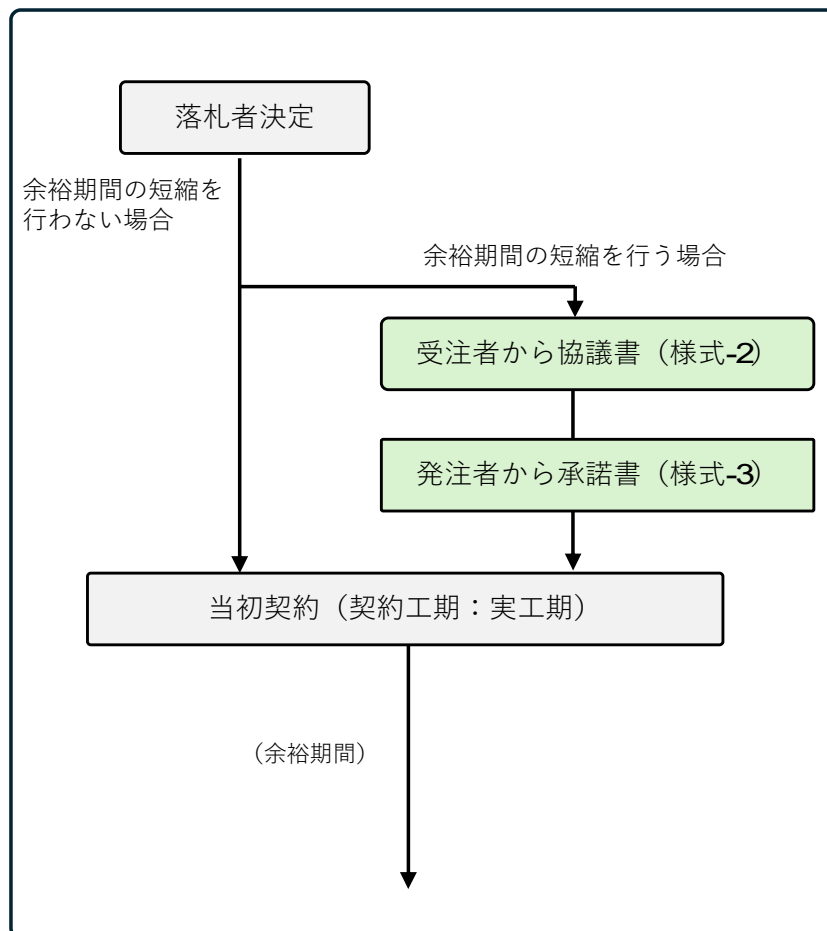
改正前	改正後
1 日県土整備部管理課定め) 第 15 条 (2) に規定する入札参加資格等の確認は、別記様式－1 により行うものとする。 3 発注機関の長は、前項で確認した配置予定技術者が適正に配置されるか実工期の始期の前日までに再度確認を行うものとする。 4 契約締結後の配置技術者の変更は、当該技術者の死亡、退職又は休職の場合を除き、原則として認めないが、これにより難い場合（余裕期間中に、手持ち工事に不測の事態が生じた場合等）は、発注者と受注者の間で協議するものとする。	要領（平成 25 年 7 月 1 日県土整備部技術企画課定め）第 15 条第 1 項 (2) に規定する様式により、入札参加資格等の確認を行うものとする。 3 発注機関の長は、前項で確認した配置予定技術者が適正に配置されるか実工期の始期の前日までに、次条第 4 項の規定により再度確認を行うものとする。 4 契約締結後の配置技術者の途中交代は、監理技術者制度運用マニュアル（平成 16 年 3 月 1 日国総建第 316 号）二－二（4）によるもののほか、別に定めるところによる。
（契約に係る取扱い） 第 7 条 契約書に記載する工期及び工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、実工期とする。 2～5 [略]	（契約に係る取扱い） 第 7 条 契約書に記載する工期は全体工期とする。 2～5 [略] 6 工事実績情報システム(コリンズ)に登録する技術者の従事期間は、実工期とする。 7 その他関係書類に記載する工期について、契約工期と実工期の区別がない場合は、実工期の始期から終期までを記載する。
（実工期の始期の変更） 第 8 条 任意着手方式において、落札者は、契約締結前に余裕期間を短縮する場合は、別記様式－2 により申し出ることができるものとする。 2 発注者は、前項の規定による申し出を受け、施工体制等（配置予定技術者の配置等）の確保が図られることが認められるときは実工期の始期の変更を承諾し、別記 様式－3 により落札者に通知するものとする。	（実工期の設定） 第 8 条 発注者指定方式においては、実工期の始期は変更できないものとする。ただし、受発注者協議により、これによらないことができる。 2 フレックス方式においては、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定め、契約を締結するまでの間に工期通知書(別記様式－1)を作成し、発注者に通知する。

改正前	改正後
<u>3 契約締結後に余裕期間を短縮する場合は、契約約款第 2 3 条の規定によるものとする。</u> <u>4 実工期の始期を変更する場合は、実工期の日数は変更しないものとし、実工期の終期についても、始期を前倒しする日数分を前倒しするものとする。</u> <u>5 実工期の設定期間が工事の特性上変更できない場合や、前倒ししたことにより関連工事等へと引き継ぐ間に管理の空白期間が発生する場合など、関連工事等との調整において支障が出ることが想定される工事については、発注者指定方式とし、実工期の始期は変更できないものとする。</u> <u>6 実工期の変更については、原則として前倒しのみを認めるものとし、これにより難しい場合は発注者と落札者又は受注者の間で協議するものとする。</u>	
	<u>(フレックス方式の変更)</u> <u>第 9 条 フレックス方式において、発注者があらかじめ設定した全体工期内で工期の変更を希望する場合は、余裕期間及び実工期にかかわらず、工期変更通知書（別記様式－2）により発注者と変更協議の上、実工期を変更することができる。</u> <u>なお、契約工期に変更が生じる場合は、宮崎県工事請負契約約款 2 3 条によるものとする。</u>
(その他) 第 <u>9</u> 条 [略] 2 [略]	(その他) 第 <u>1 0</u> 条 [略] 2 [略]

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

当初契約までの手続きフロー 新旧
(第8条改正内容)

余裕期間を設定する建設工事の実施要領 (R3.5)
改正前【旧】



余裕期間を設定する建設工事の実施要領 (R7.3)
改正後【新】

